3　都道府県は、母子家庭就業支援事業に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

4　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十一条第一号中「の求職活動の促進とその職業生活の安定とを図るための」を「が、厚生労働省令で定める教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合に、その者に支給する」に改め、「給付金」の下に「（以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。）」を加え、同条第二号中「の知識及び技能の習得を容易にするための」を「が、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格として厚生労働省令で定めるものを取得するため養成機関において修業する場合に、その修業と生活との両立を支援するためその者に支給する」に改め、「給付金」の下に「（以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。）」を加える。

第三章中第三十一条の次に次の四条を加える。

（不正利得の徴収）

第三十一条の二　偽りその他不正の手段により母子家庭自立支援給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

（受給権の保護）

第三十一条の三　母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（公課の禁止）

第三十一条の四　租税その他の公課は、母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

（母子家庭生活向上事業）

第三十一条の五　都道府県及び市町村は、母子家庭の母及び児童の生活の向上を図るため、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務（以下「母子家庭生活向上事業」という。）を行うことができる。

一　母子家庭の母及び児童に対し、家庭生活及び職業生活に関する相談に応じ、又は母子・父子福祉団体による支援その他の母子家庭の母及び児童に対する支援に係る情報の提供を行うこと。

二　母子家庭の児童に対し、生活に関する相談に応じ、又は学習に関する支援を行うこと。

三　母子家庭の母及び児童に対し、母子家庭相互の交流の機会を提供することその他の必要な支援を行うこと。

2　都道府県及び市町村は、母子家庭生活向上事業に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第八章を第九章とする。

第四十二条第一号中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に改め、同条第三号を同条第七号とし、同条第二号の次に次の四号を加える。

三　第三十一条の五第一項の規定により市町村が行う母子家庭生活向上事業の実施に要する費用

四　第三十一条の七第一項の規定により市町村が行う父子家庭日常生活支援事業の実施に要する費用

五　第三十一条の十の規定により市町村が行う父子家庭自立支援給付金の支給に要する費用

六　第三十一条の十一第一項の規定により市町村が行う父子家庭生活向上事業の実施に要する費用

第四十二条に次の一号を加える。

八　第三十五条の二第一項の規定により市町村が行う寡婦生活向上事業の実施に要する費用

第四十三条第一号中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に改め、同条中第五号を第十号とし、第四号を第九号とし、第三号の次に次の五号を加える。

四　第三十一条の五第一項の規定により都道府県が行う母子家庭生活向上事業の実施に要する費用

五　第三十一条の七第一項の規定により都道府県が行う父子家庭日常生活支援事業の実施に要する費用

六　第三十一条の九第二項の規定により都道府県が行う父子家庭就業支援事業の実施に要する費用

七　第三十一条の十の規定により都道府県が行う父子家庭自立支援給付金の支給に要する費用

八　第三十一条の十一第一項の規定により都道府県が行う父子家庭生活向上事業の実施に要する費用

第四十三条に次の一号を加える。

十一　第三十五条の二第一項の規定により都道府県が行う寡婦生活向上事業の実施に要する費用

第四十四条中「及び第三号」を「、第三号、第四号及び第六号から第八号まで」に改める。

第四十五条第一項中「及び第三号」を「、第三号、第四号及び第八号から第八号まで」に改め、「同条第二号」の下に「及び第五号」を加え、同条第二項中「及び第五号」を「、第五号、第六号及び第八号から第十一号まで」に改め、「同条第三号」の下に「及び第七号」を加える。

第七章を第八章とする。

第六章の章名中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

第三十八条の見出しを「（母子・父子福祉施設）」に改め、同条中「及び」の下に「父子家庭の父並びに」を加え、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

第三十九条第一項中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改め、同項各号を次のように改める。

一　母子・父子福祉センター

二　母子・父子休養ホーム

第三十九条第二項中「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に、「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、同条第三項中「母子休養ホーム」を「母子・父子休養ホーム」に、「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

第四十条中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

第四十一条中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に、「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

第六章を第七章とする。

第三十六条第一項中「母子福祉資金貸付金」の下に「、父子福祉資金貸付金」を加える。

第五章を第六章とする。